

区画整理通信

発行
 邑楽町役場
 都市建設課
 区画整理係
 0276-47-5032

土地区画整理審議会 委員選挙のお知らせ

平素より鶉土地区画整理事業に対し皆様のご理解、ご協力を頂きありがとうございます。厚く御礼申し上げます。
 今年は5年に一度の任期満了に伴う鶉土地区画整理審議会委員選挙の年です。今後の日程をお知らせします。ご協力宜しくお願い致します。

◆審議会とは

審議会は、施行者の諮問機関として、あるいは施行地区内の土地所有者、借地権者の利益代表者として、施行者が行う換地計画や仮換地の指定等について意見を述べ、あるいは評価員の選任、保留地の決定等について同意を求める機関です。

◆委員の選挙

鶉地区の場合、審議会委員の数は10名と決められております。そのうち8名を施行地区内の土地所有者、借地権者よりそれぞれの選挙で選びます。

◆未登記の借地権は申告が必要

未登記の借地権を有している方で申告されていない方は借地権申告により邑楽町役場に申告してください。

い。7月16日までに申告書の提出のない方は、今回の審議会委員の選挙権及び被選挙権は得られません。

◆代表者選任通知書、相続届出書

土地所有者又は借地権者で権利が2名以上の共有名義となっている方は、代表者1名を選んで代表者選任通知を提出してください。
 相続届出書は、相続登記をされていない場合に相続人が提出する書類です。これらにより選挙人名簿に記載され、選挙権及び被選挙権を得ることができます。

※各種申請書、詳しい内容は役場都市建設課区画整理係までお問い合わせください。

審議会委員選挙の日程

- 7月16日(火)
 - ・選挙人名簿作成の基準
(選挙をなすべきものの名簿を定める基準日)
- 7月23日(火)～8月5日(月)
 - ・選挙人名簿の縦覧期間(土・日曜日除く)
- 8月20日(火)[予定]
 - ・選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告
(選挙をなすべきものを定める日)
(所有者のうちから選挙により選出される委員の数と借地権のうちから選出される委員の数を定める日)
 - ・立候補者、立候補推薦届の受付開始日
- 8月29日(木)[予定]
 - ・立候補者、立候補推薦届の締切日
- 9月5日(木)[予定]
 - ・候補者の氏名、住所の公告
 - ・選挙場、投票時間、投票日時の公告
 - ・定数を超えない場合、選挙しない旨の公告
- 9月15日(日)[予定]
 - ・選挙投票日(定数を超えた場合)



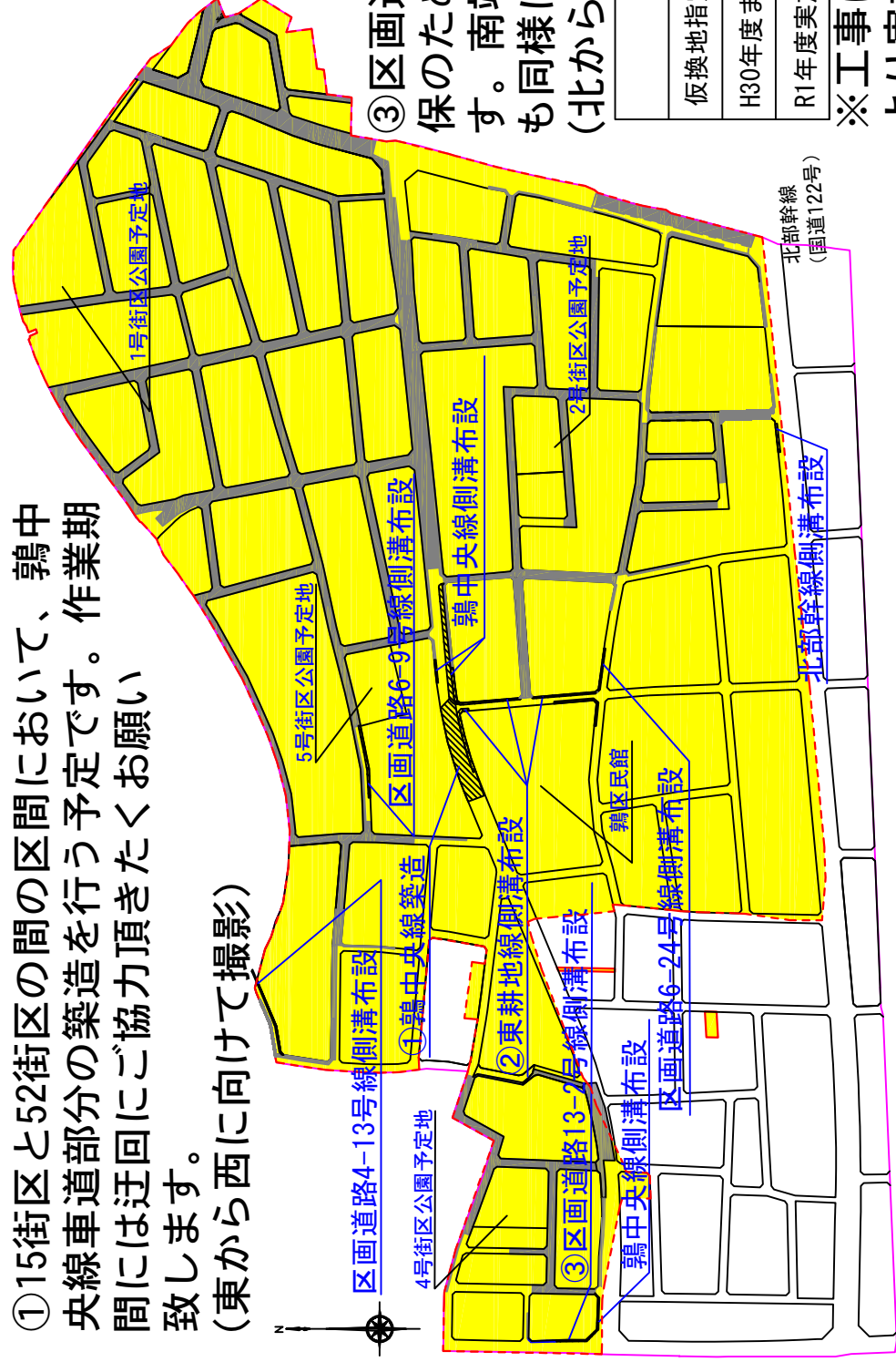


①15街区と52街区の区間において、鶉中央線車道部分の築造を行う予定です。作業期間には迂回にご協力頂きたいと思致します。
(東から西に向けて撮影)

②東耕地線について、排水確保のため東側の側溝布設を行う予定です。北端で接続する鶉中央線と南端で接続する区画道路6-24号線の一部についても同様に側溝を布設します。
(南西から北東に向けて撮影)



③区画道路13-2号線について、排水確保のため東側の側溝布設を行う予定です。南端で接続する鶉中央線についても同様に側溝を布設する予定です。
(北から南に向けて撮影)



凡例	
仮換地指定済み区域	
H30年度まで	
R1年度実施	

※工事は、住宅等の移転の状況などにより実施しない場合があります。